

○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国
際事務局から通知されたカナダの記章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成六年通商産業省告示第二百二十八号（カナダの記章を指定する件）は廃止する。

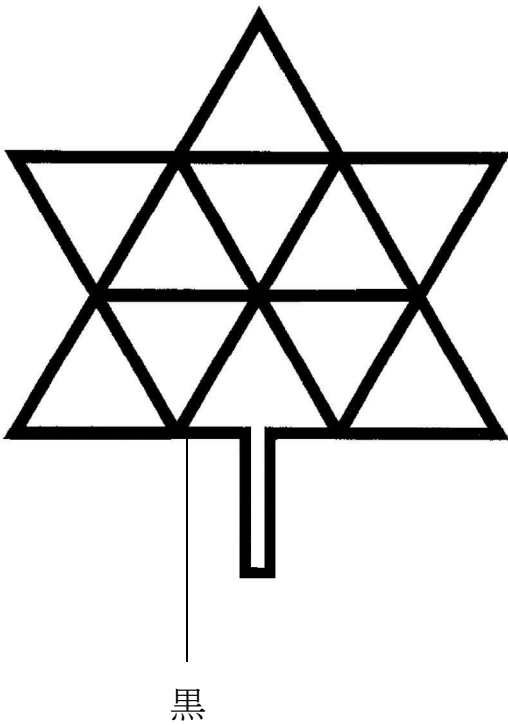
令和四年 月 日

経済産業大臣 名

一 二



赤



黒

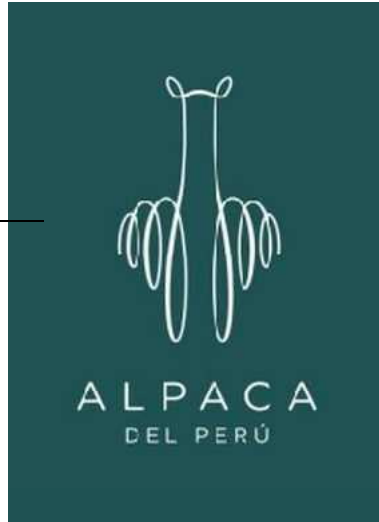
○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知されたペルー共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を次のように指定したので、告示する。

令和四年 月 日

経済産業大臣 名

深緑



紙及び厚紙。印刷物。製本用材料。写真。文房具及び事務用品（家具を除く。）。文房具としての又は家庭用の接着剤。製図・デッサン用具及び美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。教材。包装用プラスチック製のシート、フィルム及び袋。活字、印刷用ブロック。革及び人工皮革。獣皮。旅行かばん及びキャリーバッグ。傘及び日傘。つえ。むち、馬具。動物用首輪、引きひも及び被服。織物用糸。織物及び織物の代用品。家庭用リネン製品。織物製又はプラスチック製のカーテン。被服、履物及び運動用特殊靴、帽子。レース、組ひも及び刺しゅう布並びに裁縫用小物用のリボン及び蝶形リボン。ボタン、ホック、ピン及び針。造花。髪飾り。かつら。広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動。



紙及び厚紙。印刷物。製本用材料。写真。文房具及び事務用品（家具を除く。）。文房具としての又は家庭用の接着剤。製図・デッサン用具及び美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。教材。包装用プラスチック製のシート、フィルム及び袋。活字、印刷用ブロック。革及び人工皮革。獣皮。旅行かばん及びキャリーバッグ。傘及び日傘。つえ。むち、馬具。動物用首輪、引きひも及び被服。織物用糸。織物及び織物の代用品。家庭用リネン製品。織物製又はプラスチック製のカーテン。被服、履物及び運動用特殊靴、帽子。レース、組ひも及び刺しゅう布並びに裁縫用小物用のリボン及び蝶形リボン。ボタン、ホック、ピン及び針。造花。髪飾り。かつら。広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動。



コーヒー及び代用コーヒー。広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。



コーヒー及び代用コーヒー。広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。



コーヒー及び代用コーヒー。広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。



アルコール飲料（ビールを除く。）。広告。事業の管理。事業の運営。事務処理。



広告。事業の管理。事業の運営。事務
 処理。保険サービス。財務業務。金融
 業務。不動産業務。電気通信サービス。
 輸送。物品のこん包及び保管。旅行の
 手配。科学的及び技術的サービス並び
 にこれらに関する調査及び設計。工業
 上の分析、工業上の調査及び工業デザ
 インの考案サービス。品質管理及び認
 証サービス。コンピュータのハードウ
 ェア及びソフトウェアの設計及び開
 発。飲食物の提供。一時宿泊施設の提
 供。医療サービス。獣医サービス。人
 又は動物に関する衛生及び美容。農業、
 水産養殖業、園芸及び林業サービス。
 法律業務。有形財産及び個人の身体的
 保護のためのセキュリティサービス。
 個々の需要に応じて、他人が提供す
 る人的及び社会的サービス。



橙色

食肉、魚、家禽肉及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理、冷凍、乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー、ジャム、コンポート。卵。ミルク、チーズ、バター、ヨーグルト及びその他の乳製品。食用油脂。未加工の農業、水産養殖業、園芸及び林業の生産物。生及び未加工の穀物及び種子。生鮮の果実及び野菜、生鮮のハーブ。自然の植物及び花。球根、苗及び種まきの種子。生きている動物。動物用飼料及び飲料。麦芽。

○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国
際事務局から通知されたアフリカ標準化機構の標章を次のように指定したので、告示する。

令和四年 月 日

経済産業大臣 名

一 アフリカ標準化機構

二 AFRICAN ORGANISATION FOR STANDARDISATION

三 ORGANISATION AFRICAINE DE NORMALISATION

四 ARSO

五 ORAN

六



七



○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された南極の海洋生物資源の保存に関する委員会の標章を次のように指定したので、告示する。

令和四年 月 日

経済産業大臣 名

一 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会

II COMMISSION FOR THE CONSERVATION OF ANTARCTIC MARINE LIVING RESOURCES

III CCAMLR



水色

○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合サイバーセキュリティ機関の標章を次のように指定したので、告示する。

令和四年 月 日

経済産業大臣 名

- 一 欧州連合サイバーセキュリティ機関
- 二 ΑΓΕΗΛΙΝΤΑ ΗΑ ΕΒΡΟΠΕΪΚΗΑ ΣΒΥΟΑ ΑΑ ΚΗΒΕΡΑΙΤΥΡΗΟΑ
- 三 AGENTUŘA EVROPSKÉ UNIE PRO KYBERNETICKOU BEZPEČNOST
- 四 EUROPAÏSKE UNIONS AGENTUR FOR CYBERSIKKERHED
- 五 AGENTUR DER EUROPÄISCHEN UNION FÜR CYBERSICHERHEIT
- 六 ΟΡΓΑΝΙΟΜΟΑ ΤΗΑ ΕΥΡΩΠΑΪΚΗΑ ΕΝΩΑΗΑ ΓΗΑ ΤΗΑ ΚΥΒΕΡΝΟΑΑΑΦΑΛΕΗΑ
- 七 EUROPEAN UNION AGENCY FOR CYBERSECURITY
- 八 EUROOPA LIIDU KÜBERTURVALISUSE AMET
- 九 AGENCIA DE LA UNIÓN EUROPEA PARA LA CIBERSEGURIDAD

- 十 EUROOPAN UNIONIN KYBERTURVALLISUUSVIRASTO
- 十一 AGENCE DE L'UNION EUROPÉENNE POUR LA CYBERSÉCURITÉ
- 十二 GNÍOMHAIREACHT AN AONTAIS EORPAIGH UM CHIBEARSHLÁNDÁIL
- 十三 AGENCIJA EUROPSKE UNIJE ZA KIBERSIGURNOST
- 十四 EURÓPAI UNIÓS KIBERBIZTONSÁGI ÜGYNÖKSÉGROL
- 十五 AGENZIA DELL'UNIONE EUROPEA PER LA CIBERSICUREZZA
- 十六 EUROPOS SAJUNGOS KIBERNETINIO SAUGUMO AGENTŪROS
- 十七 EIROPAS SAVIENĪBAS KIBERDROŠĪBAS AĢENTŪRA
- 十八 АГЕНЗИЈА ТАЛ-УНИЈОНИ ЕВРОПЕА ГЊАЏ-ЏИБЕРСИГУРТА
- 十九 AGENTSCHAP VAN DE EUROPESE UNIE VOOR CYBERBEVEILIGING
- 二十 AGENCJA UNII EUROPEJSKIEJ DS. CYBERBEZPIECZEŃSTWA
- 二十一 АГЕНЦИЯ ДА УНИÃO EUROPEIA PARA A CIBERSEGURANÇA
- 二十二 АГЕНТИЈА УНИУНИИ ЕУРОПЕНЕ ПЕНТРУ СЕКУРИТАТЕ ЦИБЕРНЕТИЏĂ

- 11131 AGENTÚRA EURÓPSKEJ ÚNIE PRE KYBERNETICKÚ BEZPEČNOSŤ
- 11134 AGENCIJA EVROPSKE UNIJE ZA KIBERNETSKO VARNOST
- 11151 EUROPEISKA UNIONENS CYBERSÄKERHETSBYRÅ
- 11161 ENISA
- 11171



○経済産業省告示第 号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合宇宙計画機関の標章を次のように指定したので、告示する。

令和四年 月 日

経済産業大臣 名

- 一 欧州連合宇宙計画機関
- 二 ΑΓΕΝЦΙΑΤΑ ΗΑ ΕΒΡΟΠΕΪΚΗ ΣΥΟΖ ΖΑ ΚΟΣΜΗΤΕΚΑΤΑ ΠΡΟΓΡΑΜΑ
- 三 AGENTURY EVROPSKÉ UNIE PRO KOSMICKÝ PROGRAM
- 四 EUROPAËISCHE UNIONS AGENTUR FOR RUMPROGRAMMET
- 五 EUROPÄISCHEN UNION FÜR DAS WELTRAUMPROGRAMM
- 六 ΟΡΓΑΝΙΣΜΟΣ ΤΗΣ ΕΥΡΩΠΑΪΚΗΣ ΈΝΩΣΗΣ ΓΙΑ ΤΟ ΔΙΑΣΤΗΜΙΚΟ ΠΡΟΓΡΑΜΜΑ
- 七 EUROPEAN UNION AGENCY FOR THE SPACE PROGRAMME
- 八 EUROOPA LIIDU KOSMOSEPROGRAMMI AMET
- 九 AGENCIA DE LA UNIÓN EUROPEA PARA EL PROGRAMA ESPACIAL

- 十 EUROOPAN UNIONIN AVARUUSOHJELMAVIRASTON
- 十一 AGENCE DE L'UNION EUROPÉENNE POUR LE PROGRAMME SPATIAL
- 十一 GNÍOMHAIREACHT AN AONTAIS EORPAIGH UM AN GCLÁR SPÁIS
- 十一 AGENCIJE EUROPSKE UNIJE ZA SVEMIRSKI PROGRAM
- 十四 EURÓPAI UNIÓ ŪRPPROGRAMŪGYNÖKSÉGÉNEK
- 十五 AGENZIA DELL'UNIONE EUROPEA PER IL PROGRAMMA SPAZIALE
- 十六 EUROPOS SAJUNGOS KOSMOSO PROGRAMOS AGENTŪRĄ
- 十七 EIROPAS SAVIENĪBAS KOSMOSA PROGRAMMAS AĢENTŪRU
- 十八 AĢENZĪJA TAL-UNJONI EWROPEA GHALL-PROGRAMM SPAZJALI
- 十九 AGENTSCHAP VAN DE EUROPESE UNIE VOOR HET RUIMTEVAARTPROGRAMMA
- 十一 AGENCJE UNII EUROPEJSKIEJ DS. PROGRAMU KOSMICZNEGO
- 十一 AĢĒNCIA DA UNIÃO EUROPEIA PARA O PROGRAMA ESPACIAL
- 十一 AĢENTĪEI UNIUNII EUROPENE PENTRU PROGRAMUL SPAȚIAL

11+111 AGENTÚRY EURÓPSKEJ ÚNIE PRE VESMÍRNY PROGRAM

11+1111 AGENCIJE EVROPSKE UNIJE ZA VESOLJSKI PROGRAM

11+11111 EUROPEISKA UNIONENS RYMDPROGRAMBYRÅ

11+111111 EUSPA

